明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第百十四条の七十五第一項	
（略）	（略）
第百十四条の七十五第二項	
第二十三条の二の十八第一項	第二十三条の三第二項
（略）	（略）
第百十四条の七十六第一項	
（略）	（略）
第百十四条の七十六第一項	
第一号	
同条第五項において準用する法第二十三条の二の五第十五項	同条第六項
（略）	（略）
第百十四条の七十六第一項	
第二号	
第二十三条の二の十七第一項及び同条第五項において準用する法第二十三条の二の五第十五項の承認の申請に際して提出した資料の写し並びに法第二十三条の二の十九において準用する法第二十三条の二の九第一項の使用成績に関する評価	基準適合性認証
（略）	（略）
第百十四条の七十七	
（略）	（略）
第百十四条の七十八	
外国製造医療機器等特例承認取得者	外国製造医療機器等特例認証取得者
承認を受けた	認証を受けた
様式第五十四の三	様式第六十八の四
外国製造医療機器等特例承認取得者等	外国製造医療機器等特例認証取得者等
法第二十三条の二の十七第一項	法第二十三条の二の二十三第一項の外国指定高度管理医療機器等
承認	認証
外国製造医療機器等特例承認取得者	外国製造医療機器等特例認証取得者
第百十四条の七十九	

第百十四条の七十五第一項	
（略）	（略）
第百十四条の七十五第二項	
第二十三条の二の十八	第二十三条の三第二項
（略）	（略）
第百十四条の七十六第一項	
（略）	（略）
第百十四条の七十六第一項	
第一号	
同条第五項において準用する法第二十三条の二の五第十一項	同条第六項
（略）	（略）
第百十四条の七十六第一項	
第二号	
第二十三条の二の十七第一項及び同条第五項において準用する法第二十三条の二の五第十一項の承認の申請に際して提出した資料の写し並びに法第二十三条の二の十九において準用する法第二十三条の二の九第一項の使用成績に関する評価	基準適合性認証
（略）	（略）
第百十四条の七十七	
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）